

情報通信機器を用いた診療（オンライン診療）に関して （よくあるQ&A）

【オンライン診療の方法】

（問1）医科点数表に規定する「初診料（情報通信機器）」や「再診料（情報通信機器）」等は、電話にて当該診療を行った場合も算定できるか。

（答）算定できない。オンライン指針（P19）では「オンライン診療では、可能な限り多くの診療情報を得るために、リアルタイムの視覚及び聴覚の情報を含む情報通信手段を採用すること」と規定されている。

（問2）メール等の文字情報のみで患者と応対する場合は、オンライン診療に該当しないのか。

（答）該当しない。

【オンライン診療を行う機器やアプリ】

（問1）オンライン指針（P19）では「オンライン診療では、可能な限り多くの診療情報を得るために、リアルタイムの視覚及び聴覚の情報を含む情報通信手段を採用すること」と規定されているが、具体的にどのような機器を準備するのか。

（答）例えば、カメラ、マイク、スピーカーが内蔵されているパソコンやタブレットが想定できる。

（問2）オンライン指針（P19）では「オンライン診療では、可能な限り多くの診療情報を得るために、リアルタイムの視覚及び聴覚の情報を含む情報通信手段を採用すること」と規定されているが、ZOOM や Skype 等の無料のアプリケーションを用いることは可か。

（答）可。

（問3）情報通信機器を用いた診療を行うためのノートパソコン等を患者に貸与した場合、当該代金は患者から実費徴収できるか。

（答）実費徴収できる。初・再診料「情報通信機器」の算定要件にて「情報通信機器を用いた診療を行う際の情報通信機器の運用に要する費用については、療養の給付と直接関係ないサービス等の費用として別途徴収できる」と規定されている。

【オンライン診療を行う場所】

（問1）情報通信機器を用いた診療を、医師が自宅で行うことは認められるか。

(答) 可。オンライン指針 (P20) にて、考え方や最低限遵守する事項が示されているため、確認されたい。

(参照) オンライン指針やオンライン指針に関するQ & Aは厚生労働省ホームページ
[オンライン診療に関するホームページ | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)

【届出様式の記載】

(問1) 様式1 (情報通信機器を用いた診療に係る届出書添付書類) の

- ① 「2 医師が保険医療機関外で診療を行う場合」について「想定していない」にチェックを付けた場合は、その下の①～⑤の記載は不要か。
- ② 「2 医師が保険医療機関外で診療を行う場合」の①について。遠隔診療と呼称していた頃は医療資源の少ない地域である必要がありましたが、現在のオンライン診療は医療資源の少ない地域である必要はないと解されます。「2」の①にチェックを付けさせる目的は何かあるのか。
- ③ 「3 自院以外で緊急時に連携する保険医療機関 (あらかじめ定めている場合)」について。あらかじめ定めていない場合、記載は不要か。また、あらかじめ定めていない場合であっても施設基準は満たすという事でよいか。

(答)

- ① その通り。「想定していない」にチェックを付けた場合、その下の①～⑤の記載は不要。
- ② 当局では政策的なことにはかかわっていないため、目的は不明。
なお、チェックを付けない場合であっても施設基準を満たす。
- ③ あらかじめ定めていない場合は記載不要。あらかじめ定めてない場合であっても施設基準は満たす。なお、あらかじめ定めていない場合であっても、診療状況に応じて他医療機関での診療が必要になった場合は紹介頂くことになる。

(東北厚生局福島事務所口頭回答)

【カルテ記載】

(問1) 初・再診料 (情報通信機器) の算定要件には【参照】があるが、この記載の頻度は、①②のいずれか。

- ① 初・再診料 (情報通信機器) を算定する都度、記載する。
- ② 初・再診料 (情報通信機器) を初めて算定した際に記載し、その後は、前回記載した内容に変更がある場合は記載する。

【参照】

ウ 情報通信機器を用いた診療を行う保険医療機関について、患者の急変時等の緊急時には、原則として、当該保険医療機関が必要な対応を行うこと。ただし、夜間や休日など、当該保険医療機関がやむを得ず対応できない場合については、患者が速やかに受診

できる医療機関において対面診療を行えるよう、事前に受診可能な医療機関を患者に説明した上で、以下の内容について、診療録に記載しておくこと。

- (イ) 当該患者に「かかりつけの医師」がいる場合には、当該医師が所属する医療機関名
- (ロ) 当該患者に「かかりつけの医師」がいない場合には、対面診療により診療できない理由、適切な医療機関としての紹介先の医療機関名、紹介方法及び患者の同意

(答) ②の方法でよいと解される。(2023年7月31日 東北厚生局福島事務所口頭回答)

【患者の合意】

(問1) 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に関するQ&A (令和5年3月改訂) <https://www.mhlw.go.jp/content/000903640.pdf> について。

当該Q&Aに以下【参照】があるが、「カルテへの記載等を含む」とは、「患者の署名付の合意書」がなくても、医師がカルテに「オンライン診療について合意あり」の旨、記載していればよいということか。

【参照】

<医師－患者関係／患者合意>

Q3 患者合意について「医師は、患者がオンライン診療を希望する旨を明示的に確認すること」とありますが、「明示的」とは何ですか。【V1(1)②関係】

A3 オンライン診療に関する留意事項の説明がなされた文書等を用いて患者がオンライン診療を希望する旨を書面（電子データを含む。）において署名等（カルテへの記載等を含む。）をしてもらうことを指します。

(答) その通り。「患者の署名付きの合意書」がなくても、医師がカルテに「オンライン診療について合意あり」の旨、記載されていればよい。(2023年9月25日 東北厚生局福島事務所口頭回答)

【医療情報・システム基盤整備体制充実加算1～3】

(問1) 初診料（情報通信機器）、再診料（情報通信機器）を算定する場合、医療情報・システム基盤整備体制充実加算1～3は算定できるか。

(答) 算定できない。

加算1、2については、厚労省疑義解釈（令和4年9月5日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000985149.pdf>

の問5にて「算定できない」旨が示されている。

加算3については、厚労省疑義解釈（令和5年1月31日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001048805.pdf>

の問5にて「算定できない」旨が示されている。

【外来管理加算】

(問1) 再診料(情報通信機器)を算定する場合、外来管理加算は算定できるか。

(答) 算定できない。再診料の算定要件(通知)に以下が明記されている。

(2) 「注1」に規定する情報通信機器を用いた再診については、区分番号「A000」初診料の(2)の取扱いと同様である。ただし、この場合にあつては外来管理加算は算定できない。

以上